

FAQ（2026/9/9版）			
No.	項目	質問	回答
1	本補助事業の規定	当初想定ができていなかった場合、補助金の交付を受けることができないか。	申請時に提出いただいた事業計画通りに事業が進捗しない事態が発生した場合、原因分析・改善（場合によっては計画修正）をして事業を継続いただく想定であるため、その時点で事業終了（補助打ち切り）とはいたしません。 ただし、何らかの理由で事業を途中終了せざるを得ない（計画を修正せずに実施を放棄する）場合、事業担当者で個別協議の上で事業終了となる場合がございます。
2	応募要件（対象事業）	補助対象事業の要件として、第1回日本成長戦略会議で示された17の戦略分野に該当し、経済産業省所管の鉱工業技術であることが求められているが、例えば農業への活用が期待される製品やシステムの開発等は該当するか。	個別案件の要件充足に関するご質問は、当該案件の詳細をお伺いしないと判断できないため、必要に応じて大企業調達事業事務局に直接お問い合わせください。
3	応募要件（対象事業）	「医薬品開発及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外、ただし 創薬支援技術の開発や、医薬品開発を加速する支援技術の開発、（中略）は補助対象とします。」とあるが、具体例を挙げてほしい。	医薬品開発支援としての試薬や検査薬、開発支援プラットフォームの提供、医療機器、医療機器プログラム等では対象とする場合がありますが、具体的な対象可否につきましては、個別にご相談下さい。
4	応募要件（対象事業）	申請する提案内容として、PFASに係る製品検証を計画している。補助対象事業に「原子力技術に係るものは除く」との記載があるが、原子力関連の研究で生まれた技術でも原子力とは関係のない分野での申請であれば問題ないか。	本事業で研究開発する内容が、直接原子力分野の技術に該当しなければ問題ございません。
5	応募要件（対象事業）	対象となる技術の中に「AI」が入っているが、NFTやブロックチェーン技術なども対象技術に含まれるか。	技術分野としては対象になると考えられますが、事業内容等にも関わるため、個別にご相談下さい。
6	応募要件（対象事業）	公募要領に、「採択にあたっては、NEDOが所管するウェブサイト上で社名が公表されることに同意すること」とあるが、公表されるのは「大企業等」と「スタートアップ」の名前のみであり、補助事業の協力先企業や委託先企業等は公表されないか。	採択にあたってNEDOが所管するウェブサイト上で公表するのは、提案者である大企業等と、当該大企業等とともにLOIに署名するスタートアップの名称のみを想定しています。
7	応募要件（対象事業）	GX_CPPの場合、事業期間を2027年度末までとして応募する必要があるか。	2028年度以降を含む事業期間での提案は可能ですが、交付金事業であるため、交付決定を行う期間は2028年3月31日で区切らせていただきます。政府予算が下りた場合、計画変更を行うことによって、2028年度以降の交付決定を行う予定です。
8	応募要件（対象事業）	CO ₂ 排出量の算定・可視化に加え、実案件で削減施策を実施し、その削減効果を定量的に検証できる場合、GX_CPPが適切か。また、このような案件はCPPでも応募可能か。	「GXに係る取組申告書」に記載の事項を全て満たし、GX_CPPの趣旨に合致している場合は、GX_CPPに応募可能です。また、要件を満たしていればCPPに応募することも可能です。ただし、組み先と研究開発内容が全く同一の案件で、CPPとGX_CPPの両方同時に応募することはできません。
9	応募要件（大企業等）	大企業等の定義について、募集要項に「中小企業基本法における中小企業の資本金の水準を上回り、常用従業員数2,000人を超える大企業を想定するが、本事業趣旨に合致する事業会社を指す。」とあるが、上記にあてはまらない場合でも応募可能か。	公募要領内の注記については、あくまで想定ですので、公募要領内に定めている要件を満たしている大企業等であれば応募いただくことは可能です。特に、中小企業に区分される企業であっても大企業等として応募いただくことは可能ですが、その場合は、財務諸表の提出や経営者面談への参加などの追加対応いただく事項が発生するためご注意ください。
10	応募要件（大企業等）	大学などの研究機関への製品導入を考えているが、大企業等に大学は含まれるか。	大企業等の企業形態は指定していないため、大学等の研究機関であっても大企業等の要件を満たしていれば応募いただくことは可能です。
11	応募要件（大企業等）	大企業側は製造業ではなく販売業者でもよい。また、大企業等側は最終的企業顧客でもよい。	研究開発を実施できる、もしくはその機能を持っている会社であれば、業種や形態は問いません。

FAQ (2026/9/9版)			
No.	項目	質問	回答
12	応募要件 (スタートアップ)	他のNEDO補助事業との関連について、会社に複数の事業があり、事業ごとにステージが異なる。製品開発が完了している事業は本事業に応募し、まだ完了していない事業は「DTSU事業PCAフェーズ」に応募したいが、可能か。	本事業において、大企業等向けのカスタマイズや評価・検証等の研究開発を行う場合は、当該ケースにおいても応募可能です。ただし、従事時間や費用計上などの重複は避けていただきます。
13	応募要件 (スタートアップ)	スタートアップの要件として、みなし大企業に該当しないこと、大企業の持分法適用会社に該当しないこと、事業会社の非連結対象であること等が求められているが、これらはどのように確認し、どのようにNEDOに説明すればよいのか。	発行済株式の総数や出資の総額は株主名簿等から、自社役員の構成は役員名簿等からご確認ください。必要に応じて、該当する企業に持分法適用会社となるか、連結対象となるか確認してください。また、応募要件を満たすことをNEDOに説明する際は、本公募ページに掲載した「4 スタートアップの株主構成等に係る補足資料」をご利用ください。なお、大企業等の持分法適用会社に該当するか、事業会社の連結対象となるかは、ご提出頂いた資料を基に事務局から追加で確認させて頂く場合があります。
14	応募要件 (スタートアップ)	提案するスタートアップ企業の代表者は必ず日本人でなければならないか。外国人の場合も応募できるか。	代表者の国籍は問いません。
15	応募要件 (スタートアップ)	創業3年未満もしくは休業中で3年分の決算報告書が提出できない場合、応募できないのか。	応募は可能です。3年分の決算報告書がご提出できない場合、0～2年分の決算報告書に加えて、財務項目ファイルに必要事項を記載し、合計残高試算表、資金計画（融資、出資、営業収益、設備投資などの計画）などをご提出ください。
16	応募要件 (スタートアップ)	親会社を有する中小企業は、本事業の応募対象となるか。	公募要領内「3. (1) b.提案者とLOIを締結するスタートアップの要件」の内容をご確認ください。親会社を有する中小企業については、「みなし大企業に該当しない」の条件を満たしているかについての条件も併せてご確認ください。
17	応募要件 (スタートアップ)	事業期間中にみなし大企業や持分法適用会社の要件に該当した場合、事業の継続は可能か。	補助事業期間を通して応募要件を満たしていただく必要があるため、そのような事象が生じた時点で要件が充足されなくなったことにより事業終了となる可能性があります。ただし、背景事情やスケジュールなどをお伺いした上で対応について判断することとなりますので、事前にご相談ください。
18	応募要件 (スタートアップ)	スタートアップ要件として「vi. 提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であることが確認できること。」とあるが、当社は本日時点で1期目であるために確定した決算資料などがない。何か代替となる資料の提出で当該要件への該当を証明することは可能か。	決算資料がない場合は、「直近の試算表」「事業計画書（収支計画書）」「資金計画書」等の代替資料があれば、そちらをご提出ください。
19	応募要件 (スタートアップ)	売上が第2期に立つことは確定しているものの、第1期の段階で売上が立つかは未確定である。この場合、研究開発費割合はどのように考えればよいのか。	売上がない（0円）の場合には、研究開発費が生じていればその売上高比は5%以上と判定させていただきますので、当該要件については満たすと判断いたします。
20	応募要件 (スタートアップ)	スタートアップの要件として、「原則として、設立から15年以内の企業であること」とあるが、15年を過ぎている企業の取り扱いはどうになるか。	設立から15年が経過しているものの、スタートアップ側として本事業に応募を検討されている場合、事務局でご事情をお伺いしますので個別にご連絡ください。
21	応募要件 (スタートアップ)	同一スタートアップが、応募を分けて複数の大企業等とともに応募することはできるか。その場合、複数の応募が採択されることは可能か。	申請する研究開発の内容や実施スケジュールが異なるものであれば、申請・採択を妨げるものではありません。
22	応募要件 (スタートアップ)	本事業期間に研究開発を行い、期間を重複してUPP等の補助金で量産技術構築を行うことは問題となるか。例えば本事業では大企業側の量産技術の開発を中心に、UPPの方ではスタートアップ側の量産技術の開発を行うような想定をしている場合はどうか。	補助金の重複計上はできませんが、異なる複数の事業において、取り組み内容と計上する経費を適切に区別することができるのであれば問題ありません。
23	応募要件 (スタートアップ)	ソフトウェア企業の場合でも、独自の技術シーズと研究開発要素があれば、本事業におけるディープテック・スタートアップに該当し得るか。	ディープテック・スタートアップに該当するかは企業の業種によって一律に判断するものではないため、経済産業省所管の鉱工業技術をご確認頂き、提出する書類において、どのような具体的技術シーズがあり、研究開発要素があると想定されるかを説明してください。
24	応募要件 (スタートアップ)	売上高研究開発費割合5%以上の要件について、ソフトウェア企業における自社開発エンジニアの人件費や、自社開発ソフトウェアとして資産計上している開発費は、どのように判定されるか。	応募時にご提出いただく決算書類等に基づいて判断いたします。なお、内容に疑義がある場合は、必要に応じて追加で確認させていただきます。まずは決算書類をご提出ください。
25	応募要件 (スタートアップ)	大企業等の出資関係にあるスタートアップであっても、大企業等の持分が持分法が適用されない範囲（20%未満）であれば、本申請を一緒に出すスタートアップとすることは可能か。	大企業等の出資関係にあるスタートアップであっても、当該大企業の持分法適用会社ではない場合は、問題ありません。
26	応募要件 (スタートアップ)	大企業等の委託・共同研究先となるスタートアップについて、委託費・共同研究費を本事業において計上してなくてもよいのか。	本事業はスタートアップ支援の研究開発事業であるため、大企業等においてスタートアップとの委託費・共同研究費が計上されないことは想定しておりません。
27	応募要件 (スタートアップ)	スタートアップ企業は、提案書の提出時点で設立されている必要があるか。採択後に設立することは可能か。	スタートアップは、提案書の提出時点で設立済みの法人である必要があります。応募時に法人の全部事項証明書等の提出が求められるため、採択後に法人を設立する前提での応募はできません。
28	応募要件 (両者)	大企業等、および、LOIに署名するスタートアップは海外の企業でもよいのか。	母体が海外企業であっても、日本に登記されている拠点（日本法人、日本支店等）を有し、事業活動に係る主たる研究開発及び意思決定を国内で行うことができる場合対象となります。
29	応募要件 (両者)	「HiP」事業や「PoP」事業でNEDOから支援を受けていないが、それでも募集対象になるか。	対象となります。
30	応募要件 (両者)	応募要件について、「補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、十分な経理的基礎を有すること」とあるが、その判断基準はどのようなものか。	提出いただく資料から企業として経営・財務基盤がしっかりしているか否かを判断させていただきますので、判断基準は公開していません。

FAQ (2026/9/9版)			
No.	項目	質問	回答
31	スターアップ製品の 購買	大企業等が事業開始後にスタートアップ製品を購買する際の購買数に下限はあるか。また、購買の目的として、研究開発目的ではなく、販売目的等は認められるか。	購買対象は様々な製品が想定されるため、購買数に一律の要件は設けておりません。なお、本事業は、スターアップ製品の購買後における、大企業等とスタートアップが実施する評価・検証、製品改良等の研究開発を含めた支援を行うことが目的となるため、単純な販売目的等は想定しておりません。
32	スターアップ製品の 購買	同一の大企業等とスタートアップの座組で、用いる要素技術も同じながら案件内容が異なる場合は、別案件としてそれぞれ応募することは可能か。	異なる研究開発項目を設定し、異なる研究開発計画を立て、異なる案件内容として本事業の実施を想定している場合は、別案件として応募頂くことは可能です。
33	スターアップ製品の 購買	スタートアップの製品が単価の決められる量産品ではなく、案件毎にコストが異なるシステムソリューションの場合、購買に係る補助率はどのように考えるべきか。	購買対象のスターアップ製品が単価の決まった量産品ではない場合、本事業で対象とする製品における現状価格と目標価格を算出し、その価格差に基づいて当該製品の購買に係る補助率を設定します。
34	スターアップ製品の 購買	まだ製品の形ができていないケースにおいて、スタートアップに発注する製品開発費も「購買費」とみなされるか。	事業開始後にスターアップ製品を購買後、新たに試作・製作する際の改良品に係る費用は、大企業等の委託費・共同研究費として計上して頂くことを想定しています。
35	スターアップ製品の 購買	現在価格について、製品の製造条件によって価格が変わる場合、申請書上は代表例を記載する形でよいか。また、事業開始後について補助を受ける際は製品ごとに合理的な説明ができれば良いか（製品ごとに現在価格および補助率が変動することは許容されるか）。	現在価格は、合理的な説明ができる価格を設定して頂ければ問題ありません。価格設定の根拠は提案書類にて確認させていただきます。また、LOIは製品ごとにご提出頂くことを想定したものではないため、複数の製品を購入する場合でも1通のLOIとして記載できる範囲が本事業の対象となる点にご留意ください。
36	スターアップ製品の 購買	本事業開始後にスタートアップ製品を購買・評価するとあるが、最初は仕様等の目標の議論を行い、その仕様に基づいて本事業でスタートアップが開発を行った製品を購買・評価する（タイミングは本事業の終盤となる）ことも可能か。	LOIに基づいて本事業開始後に購買するスターアップ製品は、本事業の補助金がいられない状態のものを想定しているため、本事業の補助金を用いて企画・製造された製品を、大企業等の購買費用として計上することはできません。
37	スターアップ製品の 購買	購買に係る補助について、「一度スタートアップから製品等を購入した後は、購買に係る補助率を適用して同一のスタートアップから再度購入することはできない」とされているが、大企業が研究・検証を行う上で継続的な購入が必要な場合、購入の都度、当該補助率を適用できるか。適用できない場合、「一度の購入」は、期間や数量等の観点からどのように定義されるか。	大企業等がスタートアップ製品を複数回に渡って取得する必要がある場合、初回のみ、購買に係る補助率を適用して当該製品に対する適切な費目で大企業等の経費に計上して頂きます。2回目以降の取得は、大企業等の委託費・共同研究費に含めて計上して頂きます。また、「一度の購入」における期間や数量等は、初回の購買に係る注文書や購買契約書等から該当する数量や期間を確認させて頂く予定です。
38	スターアップ製品の 購買	製品等の購入ではなく、リース契約とする場合も補助対象となるか。	事業趣旨に合致するものであれば、所有権の移転を伴わない形で大企業等がスタートアップ製品を活用することも含め、LOIにおける対象とすることは可能です。但し、本事業はスタートアップ製品をそのまま大企業等が利用・導入することを支援するものではない点に留意してください。
39	提出書類	提出資料の提出者が「提案者である大企業等」と定義されているが、スタートアップ側が提出者となることは可能か。	提出については提案者である大企業等の方にいただくため、スタートアップの方からの提出は認めておりません。
40	提出書類	提出書類の「2-2. 全部事項証明書」は、発行日からの何カ月以内のものが必要か。	履歴事項全部証明書については、発行日から提出日までの期限について定めてはおりません。提案書の提出時点で証明書の記載内容に変更が無ければそのままご提出ください。なお、現状と記載内容に差異がある状態でご提案された場合、採択後でも取り消しや減額となる場合がございますのでご注意ください。
41	提出書類	大企業の社内規程に合わせるためのスタートアップ側の研究開発を行うような場合でも、申請書類に「大企業の研究責任者」を記載する必要があるか。	狭義の「研究者」に該当する方がいらっしゃらない場合でも、本事業においてスタートアップ側の技術検証をする際の管理・監督業務等を広義の「研究者」として捉え、あてはまる方を記載してください。なお、主任研究者の設定と、主任研究者研究経歴書の作成は大企業等側・スタートアップ側のどちらにおいても必須となっております。
42	提出書類	事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料の公表日（又は公表予定日）の日付はどのように記載すれば良いのか。	賃上げをされる旨を貴社のホームページ等、社外へ表明いただく日付を記載ください。
43	提出書類	「実施計画書（提案内容）」について、大企業とスタートアップの過去の関係の時間軸を記載すると思うが、今回の事業をきっかけに関係を構築というのは問題ないか。	問題ございません。また、今回の事業がきっかけであることによって、審査上で不利になることもございません。
44	提出書類	「実施計画書（提案内容）」について、補足以外のページ数は既定のページ以上にすることは可能か。	不可となります。補足があれば補足ページ（10ページ以内）に記載してください。
45	提出書類	「実施計画書（提案内容）」について、短期・長期でのインパクトで業界平均との比較（売上額等）が求められるが、比較的新規領域の場合オープンソースが少ない場合があると考えている。その場合、どのように業界平均との比較を行えば良いか。	あくまで算出したインパクトの大きさの妥当性を判断させていただくためのものであるため、そのための合理的な説明となっているかについてご留意ください。

FAQ（2026/9/9版）			
No.	項目	質問	回答
46	提出書類	支出計画書の「全期間総括表」には購買に係る費用の項目があるが、「補助先総括表（大）（購買用）」、「項目別明細表（大）【202x年度】（購買用）」および「項目別明細表（大）【2026年度】」で費用項目が同一となっており、各様式においてそれぞれどのような内容を記載すればよいか。	「全期間総括表」には、補助事業の全期間・全費目を年度別に集計した計画額を記載します。「補助先総括表（大）（購買用）」および「項目別明細表（大）【各年度】（購買用）」には、スタートアップ製品等の購買に係る費用を区分して記載してください。一方、購買後の研究開発に係る機械装置等費、労務費、消耗品費、外注費、委託費・共同研究費等は、購買用ではない通常の項目別明細表に記載します。各表の合計額は相互に一致させ、同一経費を重複計上しないでください。様式の具体的な記載方法は、最新の記載例およびNEDO担当者の指示に従ってください。なお、「支出計画書」の[説明]シートに各シートの記載方法にあたっての注意事項を掲載していますので、ご確認ください。
47	提出書類	購買確度の評価に当たり、社内の承認段階を示す資料等、追加で提出すべき証拠資料はあるか。	提案書およびLOIで記載が求められている事項以外には事務局から指定する書類や情報項目はありません。なお、購買確度を含めて、提案内容に関して提案者が補足したい事項がある場合は、必要に応じて提案書に10枚以内の追加資料を掲載することができます。
48	審査	評価項目である「本事業終了後の購買までのスピード」について、「本事業終了後、大企業等によるスタートアップ製品の購買が速やかに実行される見込みであること」とあるが、「速やかに」はどれぐらいの想定か。	調達・購買までのスピードについて明確な数値を想定しておりません。その遅速緩急は業界や技術に依存するため、実施計画書内のガイドに記載の通り、業界平均やベンチマーク企業を記載して頂きその内容と比較したスピードを基に判断いたします。
49	審査	プレゼンテーション審査はスタートアップが単体で出席することは可能か。	本公募事業においては、特にスタートアップ製品の購買に対する大企業等の方のコミットメントも重視させていただく観点から、大企業等の方にもプレゼンテーション審査に参加いただくことを必須としております。そのため、スタートアップの方単体での出席は認めておりません。
50	審査	プレゼンテーション審査において、大企業等側の出席者（プレゼンター）はどの水準の職位者を想定しているか。	本補助事業において、研究開発及びスタートアップ製品の購買に係る意思決定や事業判断ができる方を想定しております。
51	採択後の手続き	応募して不採択になった場合に、その理由等は提示されるか。	不採択の場合には、オンラインでのフィードバック等を実施いたしますので、希望される場合は事務局メールアドレス（ chotatsu@nedo.go.jp ）にご連絡ください。
52	採択後の手続き	採択後に実施しないといけな具体的な内容は何か。	採択された事業者は交付決定前までに必ず「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き」が必要です。諸登録に日数を要する場合がございますので、余裕をもった登録手続きを推奨いたします。なお、提案者となる大企業等がe-Rad登録作業を行う必要があります。 また事業終了後は、事業化状況報告書を年1回NEDOに提出いただく他、追跡調査・評価へのご協力をお願いする場合がございます。 なお、事業期間中/終了後に「進捗/成果発表会」なるものを実施する可能性がございます。
53	採択後の手続き	スタートアップ側はe-Rad登録済だが、大企業等もe-Rad登録が必要か。	採択された事業者については、e-Rad上での応募課題の提出が必要となります。その作業については提案者である大企業等が行っていただきます。 そのため、まず大企業等につきましては、研究機関登録および研究者IDの取得（大企業等の主任研究者を想定）が必要となります（既に登録済みの場合は対応不要です）。 またその際、「研究組織」項内「研究分担者」欄にてスタートアップの研究者（スタートアップの主任研究者を想定）についても研究者登録をしていただきますので、スタートアップにつきましても、研究者IDの取得は必要となります（既に登録済みの場合は対応不要です）。
54	採択後の手続き	採択後に主任研究者を変更することは可能か。	NEDOの事務処理マニュアルに基づいて必要書類をご提出いただき、NEDOが受理することで、採択後に主任研究者を変更することが可能です。なお、研究経歴書（C.V.）の提出を求める場合がございます。
55	採択後の手続き	本事業に係る補助金が支払われるのはいつか。	NEDOの事務処理マニュアルに記載の通り、事業期間中の支払機会は年4回設けています。また、補助事業に係る資金需要に柔軟に対応するために、年4回の支払機会以外にも請求可能となる場合がありますので、事業開始後にNEDO担当者にご相談ください。なお、支払機会に請求するか否かは各補助先の任意としています。
56	実施体制	提案者となる大企業等は、LOIに署名するスタートアップの他に、事業会社や学術期間を委託・共同研究先に含めることは可能か。可能である場合、当該委託・共同研究先の費用も補助対象となるか。また、計上金額や補助対象経費に占める割合の上限等はあるか。	LOIに署名するスタートアップが委託・共同研究先に含まれていれば、事業会社や学術機関を大企業等の委託・共同研究先に追加することは可能です。また、追加する委託・共同研究先の費用も補助対象経費に計上することができ、その金額上限や割合について制限は設けておりません。
57	実施体制	大企業等の委託・共同研究先であるスタートアップから、他の事業会社等に研究開発業務を一部再委託することはできるか	大企業等の委託・共同研究先から再委託を行うことはできませんので、LOIに署名するスタートアップ以外に、委託・共同研究を実施する場合は、大企業等の委託・共同研究先に含めるようにしてください。
58	実施体制	大企業が複数社で、スタートアップ1社となるようなコンソーシアムとして応募することは可能か。	大企業等が複数からなるコンソーシアムとしての応募は想定しておりませんので、LOIに署名する大企業等以外に事業会社等を含める場合は、当該大企業等の委託・共同研究先としてください。
59	補助対象費用	「研究開発要素がある業務は、外注することができません」とあるが、研究開発要素の定義とは何か。	外注可能なものは、提案者が仕様書で作業内容を詳細に指示することができる業務のみです。例えば、実施計画書に記載される研究開発項目として記載されている内容等、研究開発内容が含まれると考えられるものは、外注することができません。

FAQ (2026/9/9版)			
No.	項目	質問	回答
60	補助対象費用	スタートアップが直接NEDOから費用補助を受ける形ではなく、大企業等側における費用計上（労務費、機械装置等費など）に対し、所定の補助率を掛けた金額を大企業等側が補助されると理解して良いか。その場合、NEDOの補助を受けられない金額部分については大企業等側が負担するという理解でよいか。	NEDOは大企業等が自ら支払い、負担した費用について、所定の補助率を掛けた金額を当該大企業等に補助しますので、大企業等が負担した費用について、NEDOから全額の補助を受けられるものではありません。
61	補助対象費用	スタートアップが行う研究について、大企業等が委託費・共同研究費を支払い、その半額をNEDOが大企業に補助する場合、スタートアップの自己負担は発生しないという理解でよいか。	大企業等の委託・共同研究先であるスタートアップには、両者間の委託・共同研究契約に基づいて大企業等からスタートアップに支払が行われることを想定しており、スタートアップに補助率相当の自己負担を求める仕組みではありません。一方、大企業等に対しては、NEDOは公募要領で定める補助率により補助します。
62	補助対象費用	スタートアップの製品を購入し、大企業の製品に組み込んで顧客先で実証実験を行う場合、大企業の製品に係る製造原価（部材費、製造費用等）は補助対象となるか。また、対象となる場合の補助率はどのようになるか。	スタートアップ製品等を組み込んだ大企業製品について、検証・評価等に必要な材料費、部品費、製造に直接従事する者の労務費等は、交付決定された研究開発計画との直接的な関連性が確認できる場合、補助対象経費として計上できます。材料・部品は「消耗品費」、製作・加工等は内容に応じて「機械装置等費」「労務費」「外注費」等に区分します。このようなスタートアップ製品の購買以外の費用に対する補助率は1/2となります。
63	補助対象費用	次の各開発段階は、どこまで本事業の補助対象となるか。 ・スタートアップの製品（材料）を使用した大企業による量産試作 ・大企業において製品設計を確定した後、顧客企業へサンプルを提供するための試作 ・大企業の顧客企業が量産試作を行うための有償サンプルの試作	いずれの段階も、交付決定された研究開発計画の達成に直接必要であり、研究開発・性能評価のための試作である場合は、補助対象となり得ます。ただし、通常の商業生産、販売在庫の製造、顧客の量産活動そのものに係る費用は対象外です。なお、有償サンプルを製作・提供する場合は収入が生じる可能性があるため、事前にNEDO担当者へご相談ください。
64	労務費	採択された後に、研究員や補助員を増やすことは可能か。	採択後に研究員や補助員を増やすことは可能です。ただし、所定の手続きにより、その理由を確認の上、可否を判断します。なお、研究員や補助員の変更や増員を認めた場合でも、労務費の増額による補助金の総額の増額は認められません。
65	労務費	経理責任者が会社役員を兼務する場合においても、補助の対象となるか。	問題ありません。補助の対象は経理責任者等の労務費になりますが、会社との間で雇用契約が認められていれば、健保等級等に基づいてお支払いすることになります。
66	労務費	経理責任者の労務費計上の時間エビデンスとしては、どのような帳票が必要か。	従事日誌に従事時間と業務内容などの必要事項をご記入いただき、従事時間は勤怠表との整合を、業務内容は事業内容との整合を確認し、矛盾がなければ計上できます。
67	労務費	決定している役員報酬は、事業年度中の変更は認められていないが、採択後に労務費単価を変更することはできないのか。	労務費単価は、事業開始時点で決定している役員報酬を労務費単価表に照合し、該当する労務費時間単価を適用するものとなります。なお、役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。
68	労務費	正社員でない出資者にも研究の一部を分担してもらう予定だが、研究員登録可能か。	正社員でなくても、雇用契約、派遣契約及び出向契約を結んでいる者であれば、研究員として登録することができます。
69	労務費	今後雇用する可能性のある従業員を勘案し、全体の費用を試算することは可能か。	事業開始後に想定される登録研究員にて労務費を試算して頂いて問題ありませんが、採択後には雇用の事実関係を確認します。
70	労務費	登録研究員の労務費単価が、応募時から事業開始までの間に変更する可能性がある場合、どちらの単価で積算すればよいのか。	変更後の労務費単価での労務費を計上してください。
71	労務費	事業立ち上げ期で役員のみ企業であり、役員報酬を得ていないが、本事業に採択された場合に、労務費を計上することは可能か。	役員報酬が0の場合には労務費の計上はできません。役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。単価設定方法は健保等級の有無により異なりますので、詳細は『課題設定型産業技術開発費補助事業事務処理マニュアル』でご確認ください。
72	労務費	補助先の研究員が共同研究先の研究開発内容に従事する場合、共同研究費として労務費を計上することは可能か。	共同研究費として労務費の計上はできません。補助先の研究員が研究員費として計上できる労務費は、実施計画書に補助先の研究開発内容として記載された業務に従事した時間のみとなります。共同研究や協力等に従事した補助先の研究員の人件費は共同研究費ではなく労務費に計上してください。
73	労務費	海外居住者の研究員の労務費を計上することは可能か。	内容についてNEDOが妥当と判断した場合、経費計上は可能ですが、外為法に基づく輸出規制に係る対応が必要となる場合がございます。詳細は公募要領内別紙2-3.（1）「安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)」を必ずご確認ください。

FAQ (2026/9/9版)			
No.	項目	質問	回答
74	その他	提案内容が異なるものであれば、複数の研究開発テーマ（事業テーマ）に対して同一提案者が提案することは可能か。	「実施内容」および「提案者」（＝組先となる事業会社）が異なる場合であれば、同一のスタートアップが複数の提案内容を提出することは可能です。ただし、それぞれにご提案された内容が、全く同一の研究開発であるとみなされるような場合、内容を確認させていただきご提案を受理しない場合もございます。
75	その他	賃上げについて、賃上げを実施することを表明した企業等に対して加算するとあるが、賃上げ表明は、応募時までに表明する必要があるか。	賃上げ表明は、応募時までに表明する必要があります。 また、様式については、「提案書（様式）他」Excelファイル内の「従業員への賃金引上計画の表明資料」シート（任意）にご記載ください。
76	その他	今回の事業の経理処理は、他のNEDO補助事業同様に ①精算払い ②消費税抜きの経費に対して補助であるか。	①支払いは、精算払い（事業終了後に一括で支払い）と概算払い（期中で分割して支払い）があり、選択いただくことが可能です。いずれの場合でも実績払い（「納品・検収・支払い」が済んでおり検査にて確定した額）となります。 ②消費税抜きの経費に対して補助率を適用した上での補助となります。
77	その他	検査は、大企業等のみの実施か。	NEDOは、提案者である大企業等について、NEDOマニュアルに基づいて検査を実施します。委託・共同研究先となるスタートアップの検査は、NEDOマニュアルに基づいて大企業等が実施し、NEDOはその検査結果を確認します。
78	その他	事業期間中に事業を別企業に譲渡した場合でも譲渡先企業で引き続き事業を継続することは可能か。	本補助事業は、あくまでNEDO契約・補助審査委員会で決定された提案者企業に対して交付が決定されるものです。交付決定によって生じた権利の全部又は一部を、NEDOの承認を得ずに第三者に譲渡し継承することはできません。しかし、補助先に、法人間の合併・買収および統廃合、分社化等の会社再編により、補助事業の承継または移転が発生する場合は、個別に承認を行うことがあります。詳細は『「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル』（ https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_manual_2026.html ）内「9－5 権利義務承継」をご確認ください。
79	その他	事業期間中に発生する収入として、どのようなものが想定されるか。 例えば、スタートアップから購入した製品等を用いた有償サンプルの販売収入が該当するか。	例えば、大企業等がスタートアップ製品等を購入し、研究開発の上で自ら製作した試作品をユーザー実証等を目的に有償サンプルとして第三者に提供する際に伴う収入等が想定されます。
80	その他	最終的に大企業等がスタートアップの製品等を購入しないこととなった場合でも、委託先または共同研究先であるスタートアップの労務費等は、補助対象経費として計上できるか。	交付された計画に対して未達の事項がある場合でも、計画に基づいてスタートアップが委託・共同研究先として実施した研究開発に直接必要な労務費等は、実施内容、従事実績および支払を確認できれば補助対象となり得ます。ただし、事業内容や目標に変更が生じた場合は、速やかにNEDO担当者へ相談し、必要に応じて計画変更等の手続を行ってください。
81	その他	採択後、やむを得ない事情により事業を継続できなくなった場合は、どのように対応すればよいか。	採択後に事業の継続が困難となる事情が生じた場合は、速やかにNEDO担当者へ連絡してください。事情、進捗、発生済み経費、取得財産、今後の見通し等を確認した上で、計画変更等の必要な手続を行います。
82	その他	本事業開始前にスタートアップとの共同研究契約が開始している場合は、一度当該契約を終了し、本事業開始後に再度共同研究契約を実施する必要があるか。	本事業開始前の共同研究契約の扱いは、個別にNEDO担当者にご確認ください。なお、本事業で大企業等が計上する委託費・共同研究費は、本事業の交付決定日以降に締結された契約書に基づくものとなります。
83	その他	収益納付に関して、公募要領では「収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全額又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります」との記載があるが、収益納付はどのようなケースで求められるか。	本事業終了後、本事業の成果を活用して収益が発生した場合、当該収益に対する本事業の寄与率も踏まえて納付していただくものとなります。詳細は事務局までお問合せください。
84	その他	今回の公募以外に、2026年度または2027年度にも公募を予定しているか。予定している場合は年何回になるのか。	次期に公募する可能性はございますが、現時点では未定です。次期公募を実施する場合は、NEDOの所管するウェブサイトでご公表する予定です。